

WTO協定について

WTO協定は、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（通称：WTO設立協定）」及びその附属書に含まれている協定の集合体を指す。

平成29年2月22日「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定を改正する議定書」が発効され、貿易の円滑化に関する協定が追加された。

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（通称：WTO 設立協定）

附属書 1

- (1) 附属書 1 A：物品の貿易に関する多角的協定
 - (A) 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定（通称：1994 年のガット）
 - (B) 農業に関する協定
 - (C) 衛生植物検疫措置の適用に関する協定（通称：SPS 協定）
 - (D) 繊維及び繊維製品（衣類を含む。）に関する協定（通称：繊維協定）
 - (E) 貿易の技術的障害に関する協定（通称：スタンダード協定）
 - (F) 貿易に関連する投資措置に関する協定（通称：TRIM 協定）
 - (G) 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第6 条の実施に関する協定（通称：アンチダンピング協定）
 - (H) 1994 年の関税及び貿易に関する一般協定第7 条の実施に関する協定（通称：関税評価協定）
 - (I) 船積み前検査に関する協定
 - (J) 原産地規則に関する協定
 - (K) 輸入許可手続に関する協定
 - (L) 補助金及び相殺措置に関する協定（通称：補助金協定）
 - (M) セーフガードに関する協定
 - (N) 貿易の円滑化に関する協定
- (2) 附属書 1 B：サービスの貿易に関する一般協定（通称：GATS）
- (3) 附属書 1 C：知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（通称：TRIPs 協定）

附属書 2：紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（通称：紛争解決了）

附属書 3：貿易政策審査制度

附属書 4：複数国間貿易協定

- (A) 民間航空機貿易に関する協定
- (B) 政府調達に関する協定
- (C) 国際酪農品協定（平成9 年末に終了）
- (D) 国際牛肉協定（平成9 年末に終了）

※ 附属書 1～3は、一括受諾の対象。附属書 4は、受諾国の間でのみ効力を有する。